

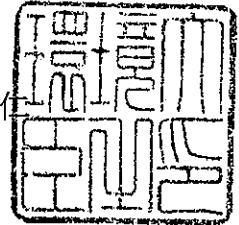


諮問 第 2 8 1 号  
環自総発第100603001号  
平成 22 年 6 月 3 日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 小沢 鋭 仁



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求める。

記

法第 5 条第 1 項に基づく愛がん動物用飼料の基準及び規格を改正し、次の成分について愛がん動物用飼料の成分規格等を設定することについて

- (1) デオキシニバレノール
- (2) BHC、DDT、アルドリン、エンドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシド
- (3) カドミウム、鉛、ヒ素
- (4) 亜硝酸ナトリウム、ソルビン酸